「認知症新薬にも対応した認知症神戸モデル」 診断助成制度の流れ（案）

資料５

無料

約460か所

第１段階（認知機能検診）

・認知機能検診を実施し、「認知症の疑いあり／軽度認知症またはMCIの疑いあり／認知症の疑いなし」を判断
・以下①②のいずれかに当てはまる場合は、第２段階に紹介

①認知症の疑いあり(HDS-R概ね20点以下)
②軽度認知症または軽度認知障害（MCI)の疑いあり（希望あり・自覚症状あり、大きな脳卒中の既往歴無し）

≪帳票≫
○第２段階へ進む場合、第２段階へ以下送付
・診断様式１
・問診票①
・問診票②（DASC）
・診断様式６（HDS-R）

①②以外（「疑いなし」かつ新薬適用可能性なし）

検診終了（翌年度受診可能）

①②のいずれか

保険診療助成対象

約70か所

第２段階（精密検査）

・精密検査を実施し、「認知症／MCI／認知症でない」を病名も含め診断

・新薬投与対象者の可能性がある場合は「にも第２段階」へ紹介

・MMSE（22点以上）：必須
・可能な限りCDR・MRI等画像検査での除外診断

≪帳票≫
○にも第２に進む場合は、診療情報提供書により紹介を行う（助成対象）

※診断様式７（患者氏名住所等を記入）を紹介状に同封

○第１段階に診断様式２を送付

※認知症新薬の投与を行わない認知症疾患医療センター含む

新薬投与対象者の可能性なし

検査終了
→かかりつけ医でフォロー
※かかりつけ医がいない場合は逆紹介
※MCIなら原則第２段階で経過観察

新薬投与対象者の可能性あり

第２段階のうち数か所

にも第２段階（精密検査・投与）

※第２段階のうち数か所（新薬投与を行う一部疾患医療センター含む）

・アミロイドPETやCSF等の検査項目を含む精密検査による診断を実施。

・MRI
・アミロイドPET
・脳脊髄液（CSF）検査
等、厚生労働省の最適使用推進ガイドラインに基づき必要な検査を実施

≪帳票≫
○診断様式７に診断結果・投与可否を記載

○第２段階に紹介を行う場合は、診療情報提供書により紹介を行う（助成対象）

新薬投与対象外

検査終了
→治療方針は、にも第２段階で計画。以後必要に応じ、紹介元（第２段階やかかりつけ医等）と連携し、対応

新薬投与対象

にも第２段階で新薬投与

※65歳未満／初期集中支援事業の対象者については、
診療情報提供書により認知症疾患医療センターへ紹介可能（助成の対象）